

# 道徳の自然化は啓蒙主義の遺産を継承するのか

塩野直之 (Naoyuki Shiono)

東邦大学理学部

本発表で私は、道徳の自然化はわれわれの道徳実践にどのような影響を及ぼす可能性があるかを検討する。とりわけ、現代の道徳的価値観の核をなすと思われる啓蒙主義的な人権思想に対して、自然主義はどのような関係に立つのかに焦点をあてる。

自然主義と道徳実践の関わりは、大きく二つのレベルに分けて考えることができる。第一は、現実の人々が下す道徳判断がどのようになされるかを科学的に解明するレベルであり、これは道徳心理学の領域となる。第二は、第一のレベルで得られた結果をふまえて、工学的な仕方でも道徳の発展を目指すレベルである。われわれの道徳実践に直接的な影響を及ぼす可能性があるのは、この第二のレベルである。

ところが工学とは一般に、ある定められた目標を所与として、それに対する最適解を考える学問である。道徳が工学的であるべきなら、一定の望ましい生き方や社会のあり方が先に提示された上で、それを達成する最も優れた方法が研究されることになる。しかし道徳とは、そもそもどのような生き方や社会のあり方が望ましいかを考える分野である。工学的研究の目標設定に関するこの問いに、工学自体が答えを与えることは考えにくい。

この疑問に与える答えの一つは、自然化された道徳学は人間の本性を科学的な仕方でも探究し、それとなじみにくいと判明した目標を破棄することができるというものである。すなわちそこに、自然科学が目標設定に関与する余地がある。そしてこの人間本性の科学的な探究には、その主要な要素として、人間が進化の途上で獲得したであろうさまざまな心理的・行動的傾向性の探究が含まれる。

さて、私が本発表で焦点をあてる啓蒙主義的な人権概念とは、純粋に哲学的な抽象概念ではなく、世界人権宣言や各国憲法に盛り込まれ、現にわれわれの社会で規範としてはたらいっている人権概念のことである。この概念の成り立ちや特徴を見ると、そこには、農業革命や産業革命以前の進化史によって培われた人間本性の自然な延長上にあるとはみなしがたい、いくつかの要因が含まれるように思われる。

第一に、憲法学者の長谷部がよく強調するように、立憲主義や人権思想とは、多様な価値観を持つ人々が一つの社会に平和的に共存しなければならないという近代社会特有の事情から成立したものである。しかしこの近代社会は、人間の本性という点から見ればきわめて不自然で生きにくい社会である。人類は、先史時代から近代までの期間、価値・人種・言語・宗教などを共有する人々が集まって社会を営んできたのであり、おそらくその方が人間にとって自然な生き方だと考えられる。

第二に、グローバル規模での貧富の格差の是正を主張するポグゲのような哲学者は、道徳原理はあらゆる人に等しくあてはまるという道徳の普遍主義を立脚点としており、その意味で啓蒙主義思想の正統な後継者とみなしうる。他方、人間の本性に備わった道徳感情はおそらく、身近な人への親愛の情や、直接的な関わりをもちうる人のあいだでの互惠行動から発生したものである。そのような道徳感情と比較すると、道徳の

普遍主義は多分に理念的・理想的なものであり、両者には相当なギャップがあるものと考えられる。

するとここに、こうした近代以降に特有の社会的、思想的状況から成立した啓蒙主義的な人権概念は、道徳の自然化となじむのか、後者は前者を継承しうるのかという問いが成り立つ。

一例として、難民受け入れの問題を考えてみよう。ドイツは近年、多数の難民を受け入れてきた。この政策は、少なくとも表向きは、上述のポグゲ的・啓蒙主義的な理念から遂行されたものである。すなわち、人種や国籍を問わず全ての人の人権が等しく守られるべきであり、政情不安などの問題を抱えた国の人の人権を守るには、先進国がそれらの人を保護する必要があるからである。

対照的に、日本は実質的に難民をほとんど受け入れていない。この政策の理由は、表向きはどうあれ実質的には、それを嫌う国民感情が強いためである。そしてその国民感情の背景には、日本人が外国人との共存に慣れていないという地理的・歴史的事情があると考えて間違いない。長谷部の言葉を借りて、日本人は、多様な価値観を持つ人々が共存する近代社会を迎えることに消極的なのだと言うこともできるだろう。

では、自然化され工学化された道徳学は、ドイツの政策と日本の政策のどちらを道徳的に望ましいものとみなすであろうか。自然化された道徳学が、もし「全ての人の人権が等しく守られるべきだ」という命題を受け入れることを出発点とするなら、それは啓蒙主義の遺産をそのまま継承するものとなる。そして工学化された道徳学固有の仕事は、難民の受け入れを、難民自身や受け入れ国の人々にとって最も望ましい仕方で行うにはどうすればよいかを考案するものとなる。当然、日本人の国民感情は矯正の対象となるだろう。

他方、自然化された道徳学が、「全ての人の人権が等しく守られるべきだ」という命題についても、それをただ受け入れるのではなく、人間の本性についての科学的な知見をふまえた上でその妥当性を再検討するのであれば、ドイツの政策と日本の政策のどちらが道徳的に望ましいかは、全く明確でなくなる。人間の本性に合致しているかどうかという点から見れば、多様性に乏しい日本の社会は、人間にとって自然で生きやすい社会だということになるかもしれない。その場合、そのような社会のあり方なるべく維持するのが道徳的に正しい政策だと主張する余地も残るであろう。

難民の受け入れは現代社会の問題の一例にすぎない。近年、欧米諸国で移民排斥の運動が高まり、民族主義勢力の台頭を許していることは周知の事実である。また日本国内に目を向ければ、男女の不平等という根深い問題がある。自然化された道徳学は、人種隔離政策や男女差別を道徳的に正しいものと判定する可能性がないであろうか。本発表を通じて私は、道徳の自然化という主題の検討は、こうした困難な実践的問題を引き受け、それらと正面から向き合いつつ進められるべきだと主張したい。

#### 参考文献

Pogge, T. (2002). *World Poverty and Human Rights*. Polity.

植原亮 (2017) 『自然主義入門——知識・道徳・人間本性をめぐる現代哲学ツアー』、勁草書房

長谷部恭男 (2006) 『憲法とは何か』、岩波書店